アクセスＦＳＡ　第69号　(2008年8月)

初閣議後記者会見を行う茂木大臣
（８月２日）

渡辺前大臣と引継ぎを行う茂木大臣
（８月５日）

目　次

【フォトギャラリー】……2

【トピックス】
○　平成20検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について……4
○「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」等の一部改定について……7
○　平成20事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について……10
○「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について……13
○　金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等
（期間：平成20年４月１日～6月30日）について……17
○　預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について……21
○「子ども見学デー　金融庁へＧＯ！」の開催について……22

【法令解説等】
○「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」
及び「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正の公表について……25
○「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を
改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案・内閣府令案等」に対する
パブリックコメントの結果等について……27

【金融ここが聞きたい】……28

【お知らせ】……30

【８月の主な報道発等】……34

【フォトギャラリー】

日本外国特派員協会で講演を行う茂木大臣（8月 25 日）

崔天凱（さいてんがい） 大使と面談を行う茂木大臣（8月 26 日）

多重債務者対策本部有識者会議で挨拶する宇野政務官（9月1日）

多重債務者対策本部有識者会議の模様（9月1日）

【トピックス】

平成 20 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について

1. はじめに

金融庁では、先般（８月 19 日）、「平成 20 検査事務年度検査基本方針」及び「平成 20 検査事務年度検査基本計画」を公表し、平成 20 検査事務年度における検査の実施方針や実施予定数を明らかにしました。検査基本方針及び検査基本計画の概要は以下のとおりです。

金融庁では、昨年より、金融規制のさらなる質的向上を目指した取組み、すなわち、『ベター・レギュレーション』への取組みを進めてきたところです。金融検査においては、ベター・レギュレーションの趣旨を踏まえ、リスクの複雑化・多様化等への対応を検査重点事項として掲げるとともに、メリハリある検査の実施や全面施行された金融検査評定制度の適切な運用等の各種施策を進めてきました。

こうした中、平成 20 検査事務年度においては、ベター・レギュレーションの考え方を財務局も含めた検査部局全体に一層浸透・定着させることを最重要課題とし、本年改定した検査マニュアル前文に則った取組みを推進することを検査運営の基本的な考え方とした上で、19 事務年度の検査運営や金融機関を取り巻く現下の情勢等を踏まえた重点的な検証課題に取組むこととしています。

2. 検査運営の基本的な考え方

平成 20 検査事務年度の金融検査においては、本年８月８日に改定された「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」等の前文（「はじめに」）に明記してある、検査官が配意すべき５項目に、関係部署との連携強化や検査部局の人材育成などを掲げた『検査の実効性の向上』を加えた６項目を、検査運営の基本的な考え方としています。

3. 検査重点事項

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化する中、金融機関においては、全体の収益目標およびそれに向けたリスクテイクや人的・物的資源配分の戦略等を明確にした戦略目標を定め、それを踏まえた適切なリスク管理を行うことが強く求められています。

このため、金融機関の経営陣においては、一層自らの経営管理（ガバナンス）態勢の整備を図る必要がありますが、金融検査においては、金融機関が戦略目標に即した適切な法令等遵守態勢及びリスク管理態勢を整備しているか、金融機関全体を貫く経営管理（ガバナンス）態勢が有効に機能しているかに注目して検証します。その上で、特に、以下の事項については、重点を置いて深度ある検証を行います。なお、以下の事項は 20 年８月時点の検査重点事項であり、金融機関を取り巻く情勢等を踏まえ、必要に応じて随時見直すこととしています。

（1） 各種貸出･金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築

各種貸出・金融商品に内在するリスクを的確に把握し、適切なリスク管理や ALM を行っているか検証します。持株会社については、グループが抱える各種リスクを統合的に管理しているか検証します。

例えば、適切なリスク管理態勢の構築の重要性が高まっていることに鑑み、各種貸出・金融商品の審査・管理態勢の整備について検証します。また、バーゼルⅡへの対応状況についても検証を行います。

（2） 国際的に業務展開する金融機関の管理態勢の整備

我が国金融機関の海外業務展開の進展状況に鑑み、ｱﾝﾁ･ﾏﾈｰ･ﾛｰﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞ態勢の整備、情報収集、リスク把握など、適切な海外業務管理態勢の構築について検証します。あわせて、海外当局との深度ある連携を従来以上に行っていきます。

また、我が国の市場で活動する金融コングロマリットに対する検査にあたっては、証券取引等監視委員会とも連携しながら、適切な検証を行います。

（3） 顧客保護の推進・利用者利便の向上への対応

金融機関が多様で質の高い金融サービスを提供するためには、顧客情報の管理、優越的地位の濫用や利益相反の防止等の基本的な顧客保護の取組みを推進すると同時に、より積極的な利用者利便向上に向けた態勢整備が求められています。こうした観点から、顧客に迷惑をかけていないかなど、金融機関に最低限求められるミニマムスタンダードを達成しているか、顧客保護の取組みを検証すると同時に、顧客のニーズの高まりに対応した積極的な取組み、ベストプラクティスを目指すための利用者利便向上に向けた態勢整備を検証・評価します。

具体的には、金融商品取引法等の本来の趣旨に則り、それぞれの顧客の知識、経験、理解度等を十分に踏まえ、柔軟性をもった顧客対応を行っているか、実質的な面に着目して検証を行います。保険会社については、不払い問題等の再発防止に向けた改善対応状況を検証するとともに、預金取扱金融機関を含め、勧誘時から契約終了時までのプロセスを通じて真に顧客ニーズに応える情報提供や顧客対応を行う態勢整備に努めているか検証・評価します。

このほか、相談・苦情等への適時適切な対応に向けた態勢整備についての検証や、反社会的勢力との取引防止、振り込め詐欺への対応、情報セキュリティ対策など、適正かつ安全な金融取引等の確保に向けた取組みについての検証を行います。また、システム障害への対応などシステムリスクの適切な管理、IT を利用した経営効率化等への取組みについても、検証・評価を行います。

（4） 円滑な中小企業・地域金融に向けた対応

我が国経済の基盤を支える中小企業に対する円滑な金融は、金融機関の最も重要な役割の一つです。特に、地域経済における拠点としての役割も担う地域金融機関には、自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じ、地域における金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されています。

こうした観点から、金融検査においては、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕や「成長力強化への早期実施策」等に沿って、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているかについて検証します。また、前向きな取組みについては、積極的に評価するようにします。

具体的には、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知・広報を更に徹底することにより、中小企業の資金調達面での活用を支援します。加えて、金融機関の中小企業への資金供給に向けた態勢整備の検証に際しては、同マニュアル別冊の趣旨を踏まえた融資態勢となっているかを重視し、中小企業に対する金融仲介機能の十全なる発揮を促します。また、地域金融機関の中小企業の事業再生に対する取組みや中小企業の経営安定を図るためのツールの活用を促進する観点から、中小企業の事業再生等に向けた取組実態を検証し、優れた取組みや創意工夫については積極的に評価するようにします。

4. 検査基本計画の概要

「平成 20 検査事務年度検査基本計画」においては、預金等受入金融機関 285 機関、保険会社 20 社、貸金業者・前払式証票発行者・その他金融機関あわせて 285 社の検査を予定しています。検査にあたっては、検査基本方針や、「金融検査に関する基本指針」（平成 17 年７月公表）等の趣旨に則った検査を実施していきます。

5. 終わりに

金融検査は、金融機関の経営改善に向けた、金融庁と金融機関の共同作業であると考えています。金融庁では、今後も、金融機関の業務の健全性や適切性を確保するため、金融機関の利用者や国民経済の立場に立ち、ベター・レギュレーションの趣旨に則った検査を実施していく方針です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「平成 20 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について」（平成 20 年８月 19 日）にアクセスしてください。

平成２０検査事務年度検査基本方針のポイント

ベター・レギュレーションの考え方を検査部局全体に一層浸透・定着させるため、検査マニュアル前文に則った取組みを推進するとともに、昨事務年度の検査運営や金融機関を取り巻く現下の情勢等を踏まえた重点的な検証課題に取り組む

1. 検査運営における取組

- ○ 重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検査
- ○ 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- ○ 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の把握
- ○ 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- ○ 検証結果に対する真の理解(「納得感」)
- ○ 検査の実効性の向上

2. 検査重点事項

(1)各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築
- ① 各種貸出・金融商品の審査・管理態勢の整備
- ② バーゼルⅡを踏まえた対応

(2)国際的に業務展開する金融機関の管理態勢の整備

(3)顧客保護の推進・利用者利便の向上への対応
- ① 顧客保護推進・利用者利便向上に向けた態勢整備
- ② 相談・苦情等への適時適切な対応に向けた態勢整備
- ③ 適正かつ安全な金融取引等の確保
- ④ システムリスクの適切な管理

(4)円滑な中小企業・地域金融に向けた対応
- ① 円滑な金融仲介への対応
- ② 中小企業の事業再生等への対応

「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」等の一部改定について

１．はじめに

金融庁は、平成 20 年８月８日に「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」等を一部改定し、検査官に周知するとともに、パブリックコメントへの回答とあわせて公表しました。

以下、今回の検査マニュアル改定の経緯・概要について説明します。

２．検査マニュアル改定の経緯・目的

今回の検査マニュアルの改定は、金融検査の質的向上を図るために、検査官が配意すべき５項目を検査マニュアルの前文（「はじめに」）として明記し、その実践・定着を図ることを狙いとしています。

金融庁は、平成 19 事務年度（平成 19 年７月～20 年６月）より金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）を金融行政における大きな課題として明確に位置付け、その取組みを推進しています。

金融検査は、金融規制そのものですから、金融検査（規制）の質的向上（ベター・レギュレーション）は、検査部局の最重要課題であると同時に、日常業務でもあると考えられます。そこで、平成 19 事務年度を通じて、金融検査の質的向上に向け、様々な取組みを行ってきました。

１年間の取組みを検証すると、取組みの方向性には問題がないものの、財務局を含めた全検査官に対して取組みを徹底するという観点からは、更なる努力が必要と考えられました。そこで、金融検査の質的向上への取組みを恒久的、制度的なものとして位置付けるとともに、全検査官に対して取組みの更なる実践・定着を促す観点から、検査官の手引書である検査マニュアルに具体策を明確に記載することとしました。

３．検査マニュアル改訂の内容

検査官が配意すべき５項目とは以下のとおりです。

①　重要なリスクに焦点をあてた検証（「ﾘｽｸ･ﾌｫｰｶｽ、ﾌｫﾜｰﾄﾞ･ﾙｯｷﾝｸﾞ」ｱﾌﾟﾛｰﾁ）

検査官は、立入検査開始前、立入検査中を通じて、入手した情報や検証内容を基に、各金融機関の持つリスクの所在を分析し、重要なリスクに焦点をあてたメリハリのある検証に努める必要がある。

検査マニュアルのチェック項目の全てを網羅的に検証し、把握した問題点はささいなことであっても全て指摘するといった「総花的な検査」又は「重箱の隅をつつくような検査」ではなく、重要なリスクを適切に管理できる態勢が整備されているのかに焦点を絞って検証をしていくというメッセージを込めています。

リスク管理が不十分な場合に改善が必要なのは、重要なリスクに限定される訳ではありませんが、PDCA サイクルに基づく改善への取組みは金融機関自身により行われるべきものです。金融検査はあくまでも信用秩序の維持、預金者保護、金融機能の円滑化といった観点から、金融機関自身の取組み等を補強するために実施するものですから、小さなリスクについては金融機関自身の対応に委ね、金融検査では重要なリスクに焦点を当てた検証を行うべきと考えます。

なお、本項目は、重要なリスクが存在すること自体を問題視するものではありません。金融機関のビジネスはリスクテイクを前提としたものであり、重要なリスクが存在しない金融機関があるとすれば、むしろそちらの方が問題です。ただし、リスクテイクのためには、それに見合ったリスク管理が必要となる訳ですから、その点を検証してくことになります。

また、ここでいう重要なリスクとは、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保に重大な影響を及ぼし得るリスク全てを対象としており、必ずしも検査マニュアルの各リスク管理態勢でいうリスク（信用リスク、市場リスク等）に限定するものではありません。例えば、顧客保護の観点から、重大な問題が発生しかねないリスクがあれば、これも重要なリスクに含まれることになります。重要なリスクの判断にあたっては、問題が発生した場合に経営に及ぼす影響度に加え、問題が発生する可能性も勘案して検討することになります。

② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査官は、経営の健全性等に重大な影響を与える問題点については、金融機関との間で、問題の本質的な改善のために必要な対応の方向性（改善の方向性）に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある。

「経営の健全性等に重大な影響を与える問題点」とは、①の「重要なリスクに焦点をあてた検証」を行った結果、把握された態勢上の問題点を指しています。

重大な問題事象が発生、あるいは問題事象が頻発しているような場合には、何らかの態勢上の問題が原因になっていると考えられます。こうした場合、態勢上の問題を改善しないまま、問題事象への対応だけを行ったとしても、問題の本質的な改善にはならず、同じ態勢上の問題を背景とする別の問題事象の発生を防止することはできません。

したがって、問題の本質的な改善を図るには、問題事象の背景にある態勢上の問題について検証していく必要があります。そのためには「双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める」プロセスが必要と考えられます。

このプロセスを経ることによって、検査官と金融機関との間で態勢上の問題がどこにあるのかという認識が共有されれば、当然その態勢上の問題を改善しなければならないという改善の方向性に関する認識も共有されます。

なお、改善の方向性とはどのような方法で改善を行うのかといった具体的な改善策の内容まで含むものではありません。具体的な改善策は、改善の方向性を踏まえて、各金融機関が自らの経営責任で決定すべき事項です。

③ 問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証

検査官は、（ⅰ）問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組みについては評価すること、（ⅱ）検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況等の動的な実態についても十分検証すること、の二点に留意し、的確な実態把握を行う必要がある。

本項目は（ⅰ）、（ⅱ）のいずれも金融機関の内部管理態勢の実態をより的確に把握するとともに、金融機関の改善へのインセンティブ付けを行うことを狙いとしたものです。

（ⅰ） 問題点の指摘と適切な取組みの評価

これまでの金融検査は、問題点の指摘に重点を置いたものとなっていました。もちろん、金融機関自身の経営改善に向けた取組みを促す上で、問題点を的確に指摘することは必要ですが、検査の度にケチばかりつけられるというのでは、金融機関にとってインセンティブにはなりにくいと思われます。適切な取組みを評価することにより、金融機関にとっても、取組みを行う際には、「評価されるような取組みにしよう」というインセンティブ、取組みが評価されれば「更に推進していこう」といったインセンティブになるのではないかと期待しているところです。

また、そもそも金融機関の内部管理態勢は、満点ということも零点ということも考えにくく、いい面と悪い面の双方がある訳ですから、改善・向上につながる適切な取組みについては評価した上で、問題点については的確に指摘するといったバランスの取れた検証を行うことにより、金融機関の内部管理態勢の実態が把握できると考えられます。

（ⅱ） 静的･動的な実態の検証

金融検査は、立入検査期間という一時点での金融機関の内部管理態勢の実態を把握するものですが、その時点におけるスナップショットを撮るだけでなく、金融機関の内部管理態勢が改善の方向に向かっているのか、それとも悪化の方向に向かっているのかといった動的な実態を把握することも重要です。例えば、２つの金融機関の内部管理態勢が同レベルだったとしても、片方は改善の途上、もう一方は以前に比べて悪化しているということであれば、後者の改善状況をより注視していく必要があります。

金融機関にとっても、改善に取り組んでいる場合、それが現時点ではまだ十分なレベルに達してい

ないとしても、単に「不十分です」とだけ指摘されるのではなく、「まだ不十分ですが、以前と比べれば改善しています」と改善の努力を評価された方が、更なる改善のインセンティブになるのではないかと期待しているところです。

④　指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化

検査官は、指摘事項や評定に関する対話・議論を進めるにあたっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、より高い水準の内部管理態勢の構築に向け、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示す必要がある。

前述のとおり、金融検査は金融機関の自主的な経営改善への取組みを補強するものです。また、検査結果については監督部局がフォローアップを行うことになります。したがって、金融機関や監督部局に、検査官の問題意識が明確に伝わるように検査結果（評定や指摘）を取りまとめる必要があります。そのために具体的かつ論理的に根拠を提示するというのは当然のことですが、「検査官個人の印象や基準で評定や指摘が行われているのではないか」という批判もあることから、改めて具体的かつ論理的に根拠を提示すべき旨を検査官に徹底するため、本項目を記載しています。

なお、検査結果については、検査官が「検査結果報告書（通知書案）」を作成し、審査部門が審査を行った上で、「検査結果通知書」が金融機関に通知されることになっています。そうした意味では「指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化」は審査部門にとっても配意すべき事項となりますが、検査マニュアルはあくまでも検査官の手引書であることから、本項目についても、検査官が指摘事項や評定に関する対話・議論を進める際に配意すべき事項として整理しています。

⑤　検証結果に対する真の理解（「納得感」）

検査官は、金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みにつながるよう、的確な検証、経営陣との対話、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解（「納得感」）を得るよう努める必要がある。

①から⑤に配意して検証を行ったとしても、検証結果に対して金融機関がそれを真に理解し、納得していなければ、金融機関自身による主体的・能動的な経営改善は期待できません。金融機関の経営改善が「納得はできないが、仕方ないから対応しておくか」というような表面を取り繕うアリバイ的対応ではなく、「検査をきっかけにして内部管理態勢のレベルアップを目指そう」という主体的・能動的な対応でなければ、経営改善にはつながらないと考えます。

金融機関の真の理解を得るためには、的確な検証を行うだけでは不十分です。いくら的確な検証であっても、一方的にこれを押し付けようという態度に終止し、経営陣との対話、双方向の議論といった金融機関とのコミュニケーションが不十分であれば、理解・納得を得ることはできない訳ですから、その点について配意が必要となります。

4．おわりに

検査マニュアルに記載したからといって、直ちにその取組みが定着するというものではありません。金融庁では、財務局を含めた全検査官への５項目（ベター・レギュレーション）の定着・実践を平成 20 検査事務年度の最重要課題として位置づけ、検査官に対する事前の指導を徹底するとともに、その実践状況をモニタリングし、必要に応じて、改善の指導を行っていきます。

金融検査は、検査官と各金融機関との共同作業です。検査を受ける立場にある各金融機関におかれましては、金融検査を経営改善の好機と捉え、検査官が５項目に配意していることを前提に、検査官と十分な対話や双方向の議論を行って下さい。その上で、検査官の配意が不十分と感じられる場合には、遠慮なくその旨をご指摘いただきたいと考えています。

※　今回改定されたマニュアルの内容及びパブリックコメントの結果につきましては、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」又は「パブリックコメント」から、『「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」等の一部改定について』（平成 20 年８月８日）にアクセスしてください。

平成 20 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について

証券取引等監視委員会では、先般（７月 25 日）、「平成 20 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を公表し、平成 20 事務年度における証券検査の実施方針及び実施予定数を明らかにしました。証券検査基本方針及び証券検査基本計画の概要は以下のとおりです。

１．証券検査基本方針

（１）基本的考え方

我が国金融・資本市場は、金融商品・取引のグローバル化といった環境変化などダイナミックな状況変化に直面しています。これに対応するため、金融庁においては、海外証券規制当局と同様、市場参加者にとって、より質の高い規制を目指すベター・レギュレーションによる取組みが進展中です。

こうした状況の下、証券取引等監視委員会としては、ベター・レギュレーションを含め内外の動きを視野に入れた検査、金融商品取引業者等に公正・健全な市場確保のために貢献するゲートキーパーとしての自覚を促す検査を行うことが重要であると考えています。そのため、市場参加者にとって望ましいと考える効率的・効果的な検査を行っていく方針です。

「効率的な検査」とは、金融商品取引業者等自身の自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査を行うことです。また「効果的な検査」とは、検査結果が金融商品取引業者等の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような検査を行うことです。

具体的には、以下の点に留意しつつ、効率的かつ効果的な検査を行います。

① 市場ルールに関する違反行為の検証を行うとともに、金融商品取引業者等の経営管理態勢等に着目したプリンシプル・ベースも踏まえた検査
② 検査対象先のリスクの所在を分析し、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査
③ 金融商品取引業者等との双方向の対話等を重視した検査
④ 検査の透明性等を向上させるため、検査マニュアルの見直し、公表

（２）重点検証事項

今事務年度においては、以下の検証項目について重点的に検証を行います。

① 金融商品取引業者等の市場仲介機能にかかる検証
・反社会的勢力との取引の未然防止態勢の検証、疑わしい取引の届出態勢の検証
・有価証券の引受審査等の適切性の検証
・システムリスク管理態勢の検証
② 法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）にかかる検証
③ 投資運用業者等の業務の適切性にかかる検証
④ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証
⑤ 投資勧誘の状況や分別管理の適切性に係る検証
⑥ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証
⑦ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証
⑧ 過去の検査における問題点の改善状況等に係る検証

２．証券検査基本計画

本事務年度の証券検査基本計画では、第１種金融商品取引業者等 130 社(うち財務局等が行うもの 110 社)、投資運用業者、投資助言・代理業者 70 社(うち財務局等が行うもの 35 社)に検査を実施することを予定しており、さらに、自主規制機関、第２種金融商品取引業者等についても必要に応じて検査を実施する予定です。

※ 詳しくは、証券取引等監視委員会ウェブサイトから「平成 20 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画(H20 年７月 25 日)」にアクセスしてください。

平成 20 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画の概要

＊　我が国金融・資本市場は、金融商品・取引のグローバル化といった環境変化などダイナミックな状況変化に直面。
＊　これに対応するため、金融庁においては、海外証券規制当局と同様、市場参加者にとって、より質の高い規制を目指す**ベター・レギュレーション**による取組みが進展中。

証券監視委の検査のあり方

・ベター・レギュレーションを含め内外の動きを視野に入れた検査
・業者に公正・健全な市場確保のために貢献するゲートキーパーとしての自覚を促す検査

市場参加者にとって望ましい検査＝**効率的・効果的な検査**

【効率的な検査】・・・業者自身の自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査

【効果的な検査】・・・検査結果が業者の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような検査

◎効率的・効果的な検査を行う際の留意点

① 市場ルールに関する違反行為の検証を行うとともに、業者の経営管理態勢等に着目したプリンシプル・ベースも踏まえた検査
② 検査対象先のリスクの所在を分析し、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査
③ 業者との双方向の対話等を重視した検査
④ 検査の透明性等を向上させるため、検査マニュアルの見直し、公表

【その他の課題】

・　サブプライムローン問題を踏まえ、証券化商品の組成・引受・販売等を行う業者の引受審査、リスク管理等の問題への検査対応

・　証券・銀行等間のファイアーウォール規制の見直しに伴う、利益相反管理体制整備に係る検査対応

◎重点検証分野

① 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証
- ☞ 反社会的勢力との取引の未然防止態勢の検証、疑わしい取引の届出態勢の検証
- ☞ 有価証券の引受審査等の適切性の検証
- ☞ システムリスク管理態勢の検証

② 法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）に係る検証
③ 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証
④ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証
⑤ 投資勧誘の状況や分別管理の適切性に係る検証
⑥ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証
⑦ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証
⑧ 過去の検査における問題点の改善状況

◎証券検査基本計画

・第１種金融商品取引業者等	130 社（うち財務局 110 社）
・投資運用業者、投資助言・代理業者	70 社（うち財務局　35 社）
・自主規制機関	必要に応じて実施
・第２種金融商品取引業者等	必要に応じて実施

【参考】昨事務年度の検査実績（検査着手ベース）

・第１種金融商品取引業者等	171 社（うち財務局 141 社）
・投資運用業者、投資助言・代理業者	57 社（うち財務局 21 社）
・自主規制機関	1 社
・第２種金融商品取引業者等	4 社

「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について

１．概要

金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用の確保及び検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から検査モニターを実施し、その後の検査業務の参考としています。

検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイト検査モニターと、検査終了後アンケートに回答をいただくオフサイト検査モニターの２方式があります。

今般、平成 19 検査事務年度に実施した検査に関するオフサイト検査モニターのアンケート結果を取りまとめましたので、平成 20 年７月 31 日に公表しました。

２．アンケート要領

◇　アンケートは、以下の２種類について、「１（妥当）」「２（概ね妥当）」「３（あまり妥当でない）」及び「４（妥当ではない）」の４肢択一方式で回答していただくものです。

＜アンケート式①＞　検査執行状況等に関する事項

＜アンケート式②＞　検査結果通知に関する事項

◇　対象先、回収率

＜アンケート式①＞

対象先：230 先（19 年７月以降 20 年５月末日までの間に立入検査を終了した先）

回収率：167 先（73%）

＜アンケート式②＞

対象先：177 先（19 年７月以降 20 年５月末日までの間に検査結果を通知した先）

回収率：122 先（69%）

３．アンケート結果（総括）

アンケート結果（別紙参照）は、全体として「１」、「２」とする回答が、それぞれ 62%、34%寄せられています。

昨年の公表時と比較して、「１」と「２」を合わせた回答率は、大きな変化はないものの若干ながら上昇しています。（一昨年 93.4%、昨年 94.3%、今回 95.2%）

４．アンケート項目ごとの状況

アンケート結果を項目別にみると、全 25 項目のうち 21 項目で、「１」と「２」を合わせた回答率が 90%を超えています。また「検証にあたっての双方向の議論」や「検査マニュアルの機械的・画一的な運用」などの項目については、昨年と比較し、「３」と「４」を合わせた回答率が減少しています（注）。

（注）「３」と「４」を合わせた回答率

（「検証にあたっての双方向の議論」　昨年 3.1%、今回 1.2%
「検査マニュアルの機械的・画一的な運用」　昨年 4.4%、今回 2.4%）

これらは、研修等の機会を通じて検査官に徹底を図ったこと、主任検査官に各検査官の指導を徹底し、きめ細かい管理を行うように指導したことなどが反映されたものであると思われます。

一方で、「３」と「４」を合わせた回答率が 3%を超えている項目も認められます。これらのうち、主なものについて、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

◇「検査の時期」・・・「３」と「４」を合わせた回答率 13.8%

金融機関から、検査の時期が決算期などの繁忙期と重なり負担感が大きく、金融機関の規模等によっては、業務執行へ影響するなどの意見がありました。

これらの意見に対しては、今後とも、経営に重要な影響を与える問題点に焦点をあてたメリハリのついた検証を行うなど、金融機関の負担軽減に配慮していきたいと考えています。一方で、検査の必要性や、現状の人員体制などの問題もあって、当方の対応にも限界があることもご理解いただきたいと思います。

◇「執務時間の考慮」・・・「３」と「４」を合わせた回答率6.0%

金融機関から、検査官の退出時刻が22時を超える日があったなどの意見がありました。

これらの意見に対しては、金融機関の負担への配慮という視点に立ち、主任検査官による執務時間の管理を厳格に行うよう引き続き徹底するほか、今後とも研修等の機会を通じ検査官に対する指導に努めていきます。

◇「提出期限の設定に当たっての配慮」・・・「３」と「４」を合わせた回答率4.2%

金融機関から、提出期限が短く事務負担を感じたなどの意見がありました。

これらの意見に対しては、金融機関の規模等を勘案するなど、主任検査官による管理を十分に行うよう徹底するほか、今後とも研修等の機会も通じ検査官に対する指導に努めていきます。

◇「検査官の態度」・・・「３」と「４」を合わせた回答率4.8%

金融機関から、一部検査官の言動に苦言が寄せられました。

この点につきましても、主任検査官の指導や研修等の機会を通じ検査官に対して穏健冷静な検査態度の徹底に努めていきます。

◇「検査を実施する上での知識」・・・「３」と「４」を合わせた回答率3.6%

金融機関から、経験の少ない検査官の検査手法等に苦言が寄せられました。

この点につきましては、今年度より専門研修等を充実するなど、引き続き検査官の資質の向上に努めていきます。

５．自由記載欄（金融検査評定制度について）

「金融検査評定制度」に関しては、「自主的・継続的な経営改善を行うインセンティブが高まった」という意見がある一方で、「具体的な評定事例を示してほしい」、「事例を踏まえた判断基準を明示してほしい」などの意見も寄せられました。

これらの意見に応えるため、本年７月に公表した「金融検査指摘事例集」において、評定結果についてレベル感を比較できるようにＢ評定を３類型に分けて紹介しました。今後とも、要望に応えるため指摘事例集の一層の充実を図っていきます。

６．アンケート式②結果（検査結果通知書について）

全体として、「１」と「２」を合わせた回答は99%となっており、「１」とする回答は78%を占めています。

７．「検査モニター」について

オンサイト検査モニターについては、平成19検査事務年度より原則全件実施しました。今後とも金融機関との率直な意思疎通を図るため対話を充実していきたいと考えています。

また、検査モニター等において寄せられた種々のご意見を踏まえ、これまで以上に適切な検査の実施に努めていきます。各金融機関におかれましては、検査モニターについてのご理解とご協力をお願いします。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「オフサイト検査モニターの集計結果の公表について」（平成20年7月31日）にアクセスしてください。

オフサイト検査モニター集計結果
（アンケート式①）

別　紙

（単位：件数、%）

区分	アンケート項目		回答内容		回答数	回答率
検査運営	1	準備期間	1	妥当なものであった	98	58.7
			2	概ね妥当なものであった	58	34.7
			3	あまり妥当なものではなかった	4	2.4
			4	妥当なものではなかった	－	－
			5	未回答	7	4.2
	2	検査期間	1	妥当なものであった	90	53.9
			2	概ね妥当なものであった	74	44.3
			3	あまり妥当なものではなかった	3	1.8
			4	妥当なものではなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	3	検査の時期	1	適切なものであった	74	44.3
			2	概ね適切なものであった	70	41.9
			3	あまり適切なものではなかった	22	13.2
			4	適切なものではなかった	1	0.6
			5	未回答	－	－
	4	執務時間の考慮	1	考慮されたものであった	90	53.9
			2	概ね考慮されたものであった	67	40.1
			3	あまり考慮されていなかった	9	5.4
			4	考慮されていなかった	1	0.6
			5	未回答	－	－
	5	検査官人員数	1	適当なものであった	120	71.9
			2	概ね適当なものであった	43	25.7
			3	あまり適当なものでなかった	3	1.8
			4	適当なものではなかった	－	－
			5	未回答	1	0.6
	6	検査の検証の範囲	1	適当なものであった	125	74.9
			2	概ね適当なものであった	42	25.1
			3	あまり適当なものでなかった	－	－
			4	適当なものではなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	小計		1		597	59.6
			2		354	35.3
			3		41	4.1
			4		2	0.2
			5		8	0.8
検査重要事項等	7	重要事項等の説明	1	十分理解できた	149	89.2
			2	概ね理解できた	18	10.8
			3	一部で分かりにくいところもあった	－	－
			4	分かりにくかった	－	－
			5	未回答	－	－
資料の提出	8	資料の提出方法 （既存資料の活用等）	1	十分活用された	90	53.9
			2	概ね活用された	75	44.9
			3	一部で活用されなかった	2	1.2
			4	活用されなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	9	提出期限の設定に当たっての 事務負担への配慮	1	十分配慮したものであった	62	37.1
			2	概ね配慮したものであった	98	58.7
			3	一部で配慮されなかった	7	4.2
			4	配慮されなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	10	資料の作成範囲	1	全て検査内容に応じたものであった	101	60.5
			2	概ね検査内容に応じたものであった	65	38.9
			3	一部で検査内容に応じたものではなかった	1	0.6
			4	検査内容に応じたものではなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	小計		1		253	50.5
			2		238	47.5
			3		10	2.0
			4		－	－
			5		－	－
実地調査	11	資料の提出を求める際の承諾	1	必ず承諾を得ていた	141	84.4
			2	概ね承諾を得ていた	17	10.2
			3	一部承諾を得ていなかった	－	－
			4	承諾を得ていなかった	－	－
			5	未回答	9	5.4
	12	業務に関係ないものに係る閲覧等	1	業務に関係ないものの閲覧等は一切求められなかった	155	92.8
			2	概ね業務に関係ないものの閲覧等は求められなかった	3	1.8
			3	一部で業務に関係ないものの閲覧等を求められた	1	0.6
			4	業務に関係ないものの閲覧等を求められた	－	－
			5	未回答	8	4.8
	13	責任者等の立会い	1	必ず立会いの下で行われた	146	87.4
			2	概ね立会いの下で行われた	10	6.0
			3	一部立会いの下で行われなかった	－	－
			4	立会いは行われなかった	－	－
			5	未回答	11	6.6
	小計		1		442	88.2
			2		30	6.0
			3		1	0.2
			4		－	－
			5		28	5.6

オフサイト検査モニター集計結果
（アンケート式①）

別　紙

（単位：件数、%）

区分		アンケート項目		回答内容	回答数	回答率
検査の執行状況等	14	内部監査を前提とした検査の実施	1	行われた	99	59.3
			2	概ね行われた	63	37.7
			3	あまり行われなかった	4	2.4
			4	行われなかった	1	0.6
			5	未回答	–	–
	15	検査マニュアルの機械的・画一的な運用	1	実態を踏まえ、柔軟に対応していた	65	38.9
			2	概ね実態を踏まえた対応であった	98	58.7
			3	一部で機械的・画一的な運用が認められた	4	2.4
			4	機械的・画一的な運用であった	–	–
			5	未回答	–	–
	16	マニュアル別冊（中小企業融資編）に基づいた検証	1	別冊に沿った検証であった	60	35.9
			2	概ね別冊に沿った検証であった	68	40.7
			3	一部で別冊が活用されないところもあった	5	3.0
			4	別冊は活用されなかった	–	–
			5	未回答	34	20.4
	17	根拠等の提示	1	十分根拠等が示された	81	48.5
			2	概ね根拠等が示された	81	48.5
			3	一部で根拠等が示されないところもあった	5	3.0
			4	根拠等は示されなかった	–	–
			5	未回答	–	–
	18	検証にあたっての双方向の議論	1	十分に議論が行われた	92	55.1
			2	概ね議論が行われた	73	43.7
			3	一部で議論が行われないところもあった	2	1.2
			4	議論は行われなかった	–	–
			5	未回答	–	–
	19	前回検査との比較	1	同一の目線で検査が実施されていた	55	32.9
			2	概ね同一の目線で検査が実施された	86	51.5
			3	一部で合理的でない目線の違いが認められた	5	3.0
			4	全く異なる目線で検査が実施されていた	–	–
			5	未回答	21	12.6
	20	検査官の態度	1	常に穏健冷静な態度であった	108	64.7
			2	概ね穏健冷静な態度であった	51	30.5
			3	一部で穏健冷静な態度ではなかった	8	4.8
			4	穏健冷静な態度ではなかった	–	–
			5	未回答	–	–
	21	検査を実施する上での知識	1	十分有していた	79	47.3
			2	概ね有していた	82	49.1
			3	一部で有していないかった	6	3.6
			4	有していなかった	–	–
			5	未回答	–	–
	小計		1		639	47.8
			2		602	45.1
			3		39	2.9
			4		1	0.1
			5		55	4.1
エグジットミーティング	22	金融機関側の認識の一致及び相違の確認	1	十分確認できた	128	76.6
			2	概ね確認できた	39	23.4
			3	一部で確認できなところもあった	–	–
			4	確認できなかった	–	–
			5	未回答	–	–
オンサイトモニター	23	実施時期	1	適当な時期であった	128	76.6
			2	概ね適当な時期であった	34	20.4
			3	あまり適当な時期でなかった	–	–
			4	適当な時期ではなかった	–	–
			5	未回答	5	3.0
	24	オンサイトモニターの実施について	1	全件実施すべきである	135	80.8
			2	金融機関の希望により実施すべきである	29	17.4
			3	実施すべきではない	–	–
			5	未回答	3	1.8
	小計		1		263	78.7
			2		63	18.9
			3		–	–
			4		–	–
			5		8	2.4
金融検査評定制度	25	評定結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	1	十分納得のいくものであった	60	35.9
			2	概ね納得のいくものであった	80	47.9
			3	一部で納得のいかないところもあった	1	0.6
			4	納得のいかないものであった	–	–
			5	未回答	26	15.6

合　計			
	1	2,471	61.7
	2	1,344	33.5
	3	91	2.3
	4	3	0.1
	5	99	2.5

オフサイト検査モニター（アンケート式①）回収状況		
	回答金融機関数（a）	167
	立入検査終了先（b）	230
	回収率（%）＝（a）／（b）×100	72.6%

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等
（期間：平成 20 年４月１日～6 月 30 日）について

金融サービス利用者相談室（以下「相談室」）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成 20 年４月１日から６月 30 日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

１．平成 20 年４月１日から６月 30 日までの間に、11,441 件の相談等（詳細については、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（平成 20 年７月 31 日）をご参照ください。）が寄せられています。１日当たりの受付件数は平均 185 件となっており、20 年１月１日から３月 31 日までの間の実績（199 件）と比べやや減少しています。

２．分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが 2,970 件（26%）、保険商品等に関するものが 3,124 件（27%）、投資商品等に関するものが 3,518 件（31%）、貸金等に関するものが 1,595 件（14%）、金融行政一般・その他が 234 件（２%）となっています。

３．分野別の特徴等としては、

(1)　預金・融資等に関するもののうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談等が、預金業務については、本人確認手続など預入れ時の態勢についての相談等が、その他業務では、為替についての相談等が寄せられています。

(2)　保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。

(3)　投資商品等については、証券会社（第一種業）に関するもの、登録詐称・無登録業者に関するもの、有価証券報告に関するものについての相談等が寄せられています。

(4)　貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関するもの、不適正な行為に関するものについての相談等が寄せられています。

４．なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報（注）も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

（注）検査・監督上参考となる情報の例

①　預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの

②　預金取扱金融機関における本人確認や説明を求めた際の不適切な顧客対応に関するもの

③　預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの

④　いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの

⑤　保険会社等の不払い等（保険金等の不適切な不払い、支払漏れ等）に関するもの

⑥　保険募集人等の不適正な行為に関するもの

⑦　いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの

⑧　貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反、取引履歴の不当な開示拒否等）に関するもの

また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ 117 口座の情報提供を行っています。

さらに、平成 20 年１月１日から３月 31 日までの間における情報の活用状況は以下のとおりです。

①　監督において行った 224 金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

②　金融庁が着手した 15 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

５．寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しています。今回、新たに追加又は改訂する「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の項目・相談事例等は、以下のとおりです。

□ 預金・融資等

○ 振り込め詐欺救済制度に関する相談等

・ 振り込め詐欺の被害に遭い、お金を振り込んでしまいました。振り込め詐欺救済法が施行されたと聞きましたが、施行前の被害も救済の対象になりますか。どのような手続をしたらいいですか。

□ 保険商品等

○ 保険金の支払に関する相談等

・ 保険金の支払を保険会社に請求してからしばらく日数が経過しましたが、まだ保険金が支払われていません。通常、請求してからどのくらいの日数で保険金は支払われるのでしょうか。

□ 投資商品等

○ 自社発行未公開株に関する相談等

・ ある事業会社から、未公開株の勧誘を受けています。当社は発行会社なので金融商品取引法の登録は必要ない、特別な方への限定販売であると言っています。また、当社から勧誘を受けて以後、他の業者から、当社は有望なので株式があれば譲ってほしいとの電話が頻繁にかかるようになりました。信用できるでしょうか。

□ 貸金等

○ 違法な金融業者からの借入れに関する相談等（改訂）

・ 業者の指示にしたがって、借入れを行う前にお金を振り込みましたが、融資が実行されません。

＊ その他、金融庁ウェブサイト（「一般のみなさんへ」）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しております。

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成20年４月１日～６月30日）

１．類型別受付件数

（単位：件、％）

区　　分	件　数	比　率
質　問　・　相　談	9,188	80.3
意　見　・　要　望	1,489	13.0
情　報　提　供	705	6.2
そ　の　他	59	0.5
合　計	11,441	100.0

２．受付方法別件数

（単位：件、％）

区　　分	件　数	比　率
電　話	9,713	84.9
ウ　ェ　ブ　サ　イ　ト	786	6.9
フ　ァ　ッ　ク　ス	209	1.8
手　紙	442	3.9
そ　の　他	291	2.5
合　計	11,441	100.0

３．分野別受付件数

（単位：件、％）

区　　分	件　数	比　率
預　金　・　融　資　等	2,970	26.0
保険商品・保険制度等	3,124	27.3
投資商品・証券市場制度等	3,518	30.7
貸　金　等	1,595	13.9
金融行政一般・その他	234	2.0
合　計	11,441	100.0

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

（単位：件、%）

区分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	22	0.7	48	1.6	17	0.6	87	2.9
個別取引・契約の結果	229	7.7	537	18.1	93	3.1	859	28.9
金融円滑化ホットライン	0	0.0	75	2.5	4	0.1	79	2.7
不適正な行為	26	0.9	108	3.6	36	1.2	170	5.7
貸し渋り・貸し剥がし	0	0.0	43	1.4	0	0.0	43	1.4
金融機関の態勢・各種事務手続	287	9.7	96	3.2	269	9.1	652	22.0
一般的な照会・質問	200	6.7	95	3.2	437	14.7	732	24.6
行政に対する要望等	16	0.5	29	1.0	136	4.6	181	6.1
その他	15	0.5	22	0.7	252	8.5	289	9.7
口座の不正利用	4	0.1	0	0.0	37	1.2	41	1.4
合計	795	26.8	935	31.5	1,240	41.8	2,970	100.0

○保険商品等

（単位：件、%）

区分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	178	5.7	54	1.7	56	1.8	288	9.2
個別取引・契約の結果	317	10.1	926	29.6	112	3.6	1,355	43.4
不適正な行為	86	2.8	62	2.0	17	0.5	165	5.3
金融機関の態勢・各種事務手続	167	5.3	314	10.1	72	2.3	553	17.7
一般的な照会・質問	58	1.9	83	2.7	291	9.3	432	13.8
行政に対する要望等	3	0.1	3	0.1	42	1.3	48	1.5
その他	52	1.7	95	3.0	136	4.4	283	9.1
合計	861	27.6	1,537	49.2	726	23.2	3,124	100.0

○投資商品等

（単位：件、%）

区分	証券会社（第一種業）		登録詐称・無登録業者		有価証券報告関係		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	37	1.1	0	0.0	0	0.0	35	1.0	72	2.0
個別取引・契約の結果	167	4.7	54	1.5	0	0.0	162	4.6	383	10.9
不適正な行為	53	1.5	224	6.4	3	0.1	163	4.6	443	12.6
口座の不正利用	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
業者の態勢・各種事務手続	154	4.4	2	0.1	0	0.0	74	2.1	230	6.5
一般的な照会・質問	156	4.4	171	4.9	379	10.8	927	26.4	1,633	46.4
行政に対する要望等	47	1.3	8	0.2	0	0.0	342	9.7	397	11.3
その他	37	1.1	5	0.1	5	0.1	313	8.9	360	10.2
合計	651	18.5	464	13.2	387	11.0	2,016	57.3	3,518	100.0

○貸金等

（単位：件、%）

区分	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	15	0.9
個別取引・契約の結果	359	22.5
契約・貸出拒否	3	0.2
貸出債権回収	5	0.3
不適正な行為	327	20.5
口座の不正利用	35	2.2
業者の態勢・各種事務手続	156	9.8
一般的な照会・質問	516	32.4
行政に対する要望等	87	5.5
その他	135	8.5
合計	1,595	100.0

○金融行政一般・その他

（単位：件、%）

区分	件数	比率
一般的な照会・質問	41	17.5
行政に対する要望等	34	14.5
その他	159	67.9
合計	234	100.0

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

平成15年9月12日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドライン（現監督指針）を改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表しています。

これによると、調査を開始した平成15年9月以降、本年6月30日までに、金融庁及び全国の財務局等において、18,962件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、本年6月30日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、9,849件の利用停止、7,427件の強制解約等を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（平成20年7月31日）」にアクセスしてください。

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等

	情報提供件数		金融機関の対応			
	期中	累計	強制解約等 累計 （増減）	利用停止 累計 （増減）	調査中 累計 （増減）	その他 累計 （増減）
平成19年12月末 （増減は平成19年10月～12月）	1,029	16,746	6,680 （394）	8,650 （518）	373 （8）	1,043 （109）
平成20年3月末 （増減は平成20年1月～3月）	907	17,653	7,007 （327）	9,137 （487）	364 （▲9）	1,145 （102）
平成20年6月末 （増減は平成20年4月～6月）	1,309	18,962	7,427 （420）	9,849 （712）	373 （9）	1,313 （168）
主要行	621	13,800	5,931 （272）	6,927 （247）	181 （5）	761 （97）
地方銀行・第二地方銀行	209	2,384	952 （64）	1,108 （81）	119 （18）	205 （46）
信用金庫・信用組合	36	742	372 （23）	263 （9）	62 （0）	45 （4）
その他金融機関	443	2,036	172 （61）	1,551 （375）	11 （▲14）	302 （21）

＊）調査を開始した平成15年9月16日以降、全国の財務（支）局において受け付け、金融機関に対して情報提供を行ったもの（一部、金融庁において受け付けた情報を含む）を累計ベースでカウント。
＊）増減は、前四半期末に比した数。
＊）その他は、金融機関が調査した結果、特段不審な点が見受けられなかったもの、口座不存在であったもの等。
＊）主要行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行、あおぞら銀行を除いたもの。
＊）埼玉りそな銀行は、地方銀行・第二地方銀行に含む。
＊）その他金融機関は、主要行、地方銀行・第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）及び労金等。

「子ども見学デー　金融庁へＧＯ！」の開催について

去る８月 20 日(水)と 21 日(木)の２日間、金融庁において「子ども見学デー　金融庁へＧＯ！」を開催しました。

「子ども見学デー」とは、主催の文部科学省をはじめとした府省庁等が連携して、業務説明や省内見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、あわせて府省庁等の施策に対する理解の増進を図ることを目的としています。

金融庁については、平成 16 年度からこの見学デーに参加しており、この機会に暮らしの中の金融の動きや金融庁の仕事について理解を深めてもらうことを目的として開催しています。

今年の見学デーについては、昨年と同様に往復はがきとＦＡＸにて参加者募集を実施しました。その結果、全国各地から多数の応募があり、広報室での厳正な抽選の結果、20 日は 13 名の子どもたちと 10 名の保護者・引率者、21 日は 16 名の子どもたちと 11 名の保護者・引率者に参加していただきました。

両日とも朝 10 時に 16 階会見室に集合いただき、まず、オリエンテーションを行い、引き続き、「めざせ！マネーキング」と題しまして、金融知力普及協会の有明三樹子先生から講話をいただきました。パソコン、プロジェクター、スクリーン、クイズのソフトを用いながら、くらしや仕事と深い関わりのあるお金や金融・経済を楽しく勉強しました。

続いて、三好広報室長から「金融庁ってこんなところ」と題しまして、金融庁の組織や仕事内容をわかりやすく説明しました。

引き続き、「大臣室をのぞいてみよう」と題し、17 階大臣室を子供たち、保護者・引率者の皆さんで訪問しました。両日とも、茂木金融担当大臣に忙しい中時間をとっていただきまして、子供たちの質問に答えていただいたり、大臣を囲んでの記念撮影やサインに応じていただくなど、子供たちや保護者・引率者から大変好評でした。

子どもたちからは「どうして大臣になったのですか？」といった質問や「何代目の大臣ですか？」「今までに合併した一番大きな銀行はどこですか？」「金融庁はすべての銀行を監督しているのですか？」など、大臣から「記者よりも厳しい質問だ。」との言葉が出るほど鋭い質問が数多く寄せられました。

子供たち及び保護者・引率者に記入いただいたアンケート結果からは、「とてもおもしろかった、とてもよくわかった」「お忙しいスケジュールの合間をぬって子どもたちに丁寧に対応してくださった大臣とのお話が一番感動しました」「子供が直接大臣とお会いできて、思い出ができてよかった」「大臣のサービス精神に感動です」などの感想が数多く寄せられました。特に、有明三樹子先生のお話や茂木金融担当大臣との質問コーナーや写真撮影に人気が集まりました。

今回いただいた様々な参加者の声は、次回の子ども見学デーに活かしていくことはもちろんのこと、業務にも活かしていきたいと考えています。今後も子どもたちに金融の動きや金融庁の仕事について興味を持ってもらい、理解を深めてもらえるように金融庁としても努力していきたいと思います。

お問い合わせ 文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 民間教育事業振興室 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話:03-5253-4111(内線2092) FAX:03-6734-3281

有明　三樹子先生のお話の模様

茂木大臣とお話しする子どもたち

【法令解説等】

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正の公表について

金融庁は、平成20年8月6日、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「信託会社等に関する総合的な監督指針」を改正しました。改正の概要は、以下のとおりです。

1. 主要行等向けの総合的な監督指針と中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針について

今回のサブプライムローン問題により金融機関が大きな損失を被ったことから、欧米監督当局や国際機関等は金融機関のリスク管理のあり方を検証し、ここで抽出された教訓については、金融安定化フォーラム（ＦＳＦ）の報告書等の形で公表されたところです。我が国でも、金融庁が各金融機関へのヒアリングを通してリスク管理上の留意点の把握に努めているほか、日本銀行が証券化商品への投資に係るリスク管理上の留意点を公表するなど、当局による金融機関のリスク管理のあり方についての検証が進められてきました。

これらの検証と教訓を踏まえ、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の市場リスク管理・信用リスク管理に関する留意点等について改正を行いました。具体的には以下のとおりです。

(1) リスク管理体制

- 経営陣は、幅広い視点から能動的かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定しているか。
- 内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析するとともに、経営陣が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定できる態勢が整備されているか。
- 保有資産の種類等別に業務部門が相互の連携なく投資運用を行う場合、全体としてリスクの集中を招く等効果的なリスク管理に支障が生じうることを認識し、ポートフォリオ全体の観点から適切かつ迅速な投資判断を行える態勢が整備されているか。
- 海外拠点を含めたグループレベルで、リスク管理は実施されているか。

(2) リスク管理の内容・手法

- ＶａＲ値をリスク管理に用いる際は、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼区間、計測手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計測結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。
- 統計的なリスク計測手法には一定の限界があることを踏まえ、多様なリスク計測手法の活用、ストレステストを含むリスク管理手法の充実を図っているか。
- ストレステストについては、ヒストリカルシナリオのみならず、仮想のストレスシナリオによる分析を行うなど、内容の充実を図っているか。
- ストレステストの設定内容・結果につき、取締役会等において、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。等

(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理

① 価格評価

- 価格評価にあたっては、可能な限り客観的な価格評価を行っているか。
- 価格評価モデルを用いる場合にその適切性を検証しているか。

- 第三者から価格評価を取得する場合は、情報を求めた上でその妥当性の検証に努めているか。

等

② 商品内容の把握

- 証券化商品等への投資・期中管理にあたり、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。
- 商品ストラクチャーの分析等、内容把握に努めているか。
- オリジネーター、マネージャー等の関係者の能力・資質、体制等の把握・監視に努めているか。

等

③ 市場流動性リスクの管理

- 証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証しているか。
- 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合、適時に対応を検討する態勢となっているか。

④ 証券化商品の組成等に係るリスク管理

- 証券化商品等の組成・販売業務において、パイプラインリスク（市場の変化により、原資産のリスクを投資家に移転することが困難になる）について、あらかじめ検討が行われているか。
- 非連結の特別目的会社等を用いて証券化商品等の組成・販売等を行う際に留意すべきリスク（レピュテーショナルリスク等）について検討が行われているか。

(4) カウンターパーティリスクの管理

デリバティブ取引等における主なカウンターパーティについて、適切なリスク管理（カウンターパーティ別・類型別のエクスポージャー管理、市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施等）を行っているか。等

(5) 情報開示の適切性・十分性

市場の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、自行のリスク特性に即した有用な情報を積極的に開示しているか。

そのほか、銀行代理業や免許の手続き等に係る改正を行いました。

2. 信託会社等に関する総合的な監督指針について

信託業法が全面改正されてから３年を経過したところであり、効率的・効果的な監督事務の実施を確保する観点から改正を行うとともに、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止するための態勢整備等に係る監督上の主な着眼点等を明確化するために所要の改正を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正の公表について（平成 20 年８月６日）」にアクセスしてください。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等について

Ⅰ．経緯

平成 16 年６月９日に公布された株式等の振替に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（決済合理化法）は、社債等の振替に関する法律を改正し、これまで社債や国債を対象としていた振替制度の対象に、株式・投資口等の有価証券を加えること等を内容とするものです。この決済合理化法の施行により、上場会社の株式等に係る券面は全て廃止され、券面の存在を前提として行われてきた株主権の管理は、証券会社等に開設された口座において電子的に行われることになります（株券電子化）。

決済合理化法の施行に伴う政省令の改正作業においては、昨年 12 月 14 日に「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令」および「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令」を公布し、今般、これらの政省令以外の関係する政省令の改正を行ったところです。

Ⅱ．改正の概要

改正の主な内容は次のとおりです。

(1)　決済合理化法の施行に伴い、振替制度の根拠法令の名称が「社債等の振替に関する法律」（関係政省令を含む。）から「社債、株式等の振替に関する法律」（関係政省令を含む。）に変更されるため、これらの法令を引用している政省令において法令名を改正する。

(2)　決済合理化法の施行に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」（関係政省令を含む。）が廃止されるため、これらの法令を引用している政省令において不要となる規定を削除する。

(3)　関係政省令において振替機関等の振替口座簿に超過記録が発生した場合における議決権についての調整の定めを規定する。

(4)　株主等が振替口座簿の記録事項について情報提供請求をする際に、電磁的方法によることを可能とする旨を規定する。（一般振替機関の監督に関する命令等）

(5)　特別口座の開設について本人確認の対象から除外する旨を規定する。（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則）

(6)　放送会社等の外国人保有制限がある会社について、電子化移行時の株主名簿の名義書換手続における取扱いを規定する。

(7)　その他所要の整備を行う。

Ⅲ．その他

決済合理化法および関係政省令は、決済合理化法の公布の日から５年を超えない範囲で政令で定める日に施行されることとされています。現在、平成 21 年１月５日を実施（施行）予定として準備が進められています。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等について」にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「記者会見」のコーナーにアクセスしてください。

〔茂木大臣就任記者会見冒頭発言〕

この度、内閣府の特命担当大臣金融担当、そして行政改革担当、公務員制度改革担当を拝命いたしました茂木 敏充です。どうぞよろしくお願いいたします。

昨日、官邸では総理の方から「改革の担当大臣としてしっかりやって欲しい」というお話がありましたが、今日も辞令交付がございまして、同じように改革の担当大臣だという自負を持って取り組んで欲しい、というお話がございました。

Q：早急に取り組むべき具体的な懸案について教えていただきたい。また、その対応方針、スケジュール感について教えていただければと思います。

A．サブプライムの問題は世界的に金融の混乱、こういったことを招いているわけでありますが、我が国は、昨日も申し上げたように、金融システムは欧米と比べると相対的に安定はしていると思います。しかし、グローバルな金融市場では依然として緊張が続いているわけでありますから、高い警戒水準を維持しながら注意深くフォローしていくということが、何より現時点では重要であると思っております。それから、原油、原材料価格が高騰しておりまして、我が国の景気にも下振れリスクというものが高まっているわけであります。特に、中小企業は、極めて厳しい状況にありまして、ここで、金融機関の金融仲介機能が極めて重要になってくると考えております。当然、金融機関としての財務の健全性の維持ということもありますが、同時に、中小企業に対する円滑な資金供給に万全を期していくということが大切だと思っております。

それから、昨日、総理の方からも「我が国の金融の資本市場の国際競争力を強化するために、東京をロンドンやニューヨークと並び立つ市場にするように努力して欲しい」というお話がありました。ご案内のとおり、昨年 12 月に、この金融資本市場の国際競争力強化のために、市場強化プランのとりまとめを行ったわけでありまして、これをしっかり進めて行きたいと思っているところであります。

Q：渡辺前大臣は私的懇談会として、「金融市場戦略チーム」というチームを独自に立ち上げて、いろいろな提言等もされてきたのですけれど、現時点で、大臣はそういった私的懇談会のようなものを新たに立ち上げるお考え・意思のようなものはあるのでしょうか。

A．今日の今の時点で、具体的にどういった懇談会を作るか、何を進めるか、こういうことについて明確なプランを持っているわけではありません。ただ、私が例えばＩＴ担当大臣をやりました時に、そこの中で、日本におけるＩＴ戦略がどこまで進んでいるか、ただ、2001 年に始まったプランにしても、ちょうど私が 2003 年から 2004 年にくらいにやりました時に、進めるのはいいのですが、これまでやってきた評価はどうなのか、ということで、評価の専門委員会というのを作りました。ちょうどその頃ＩＴの国際化を進めていく、特にアジア戦略を作らなければならない、こういうことで、国際問題に関する懇談会を２つ作らせていただきましたが、少なくとも、ＩＴの分野ではそういったことが非常に有効に機能したと、こんな風にかんがえており、様々な金融の問題もそうでありますし、民間の知恵であったり、いろいろな私見をしっかり行政に活かしていくことが重要だと思っています。

【平成 20 年8月2日(土)就任記者会見】

Q：証券税制についてお聞きしたいのですが、昨日、講演で高齢者と小口投資家の優遇ということをおっしゃったわけですけど、なぜ、高齢者優遇が今必要なのかということについてお聞きしたいのですが。結局、説明では個人金融資産（保有）の６割以上が高齢者であり、だから優遇して活性化につなげるのだということだと思うのですが、むしろ、政策としては、蓄えのない層に優遇措置を設けるべきではないかと思うのですが、その辺は大臣、どのようにお考えでしょうか。

A． 昨日は英語で講演しましたので、十分説明できていなかった点もあるかと思いますが、今まさにこの証券税制につきまして、8 月末の要望に向けて最終的な調整を行っているところでありまして、おそらく、確定拠出型年金、401k 制度の充実であったり、いくつかの項目が出てまいりますが、大きな柱としましては、今言いました高齢者の投資の税率の軽減なり、非課税の制度の導入の問題、それからもう一つは、小口投資家の育成のための優遇措置・特例措置、言ってみますと、日本版の ISA（個人貯蓄口座制度）といったことが二つ目の柱になってくると、そういうふうに考えておりまして、単に高齢者優遇だけではなく、広く一般の投資家を育てていくということも非常に重要な観点だと、こんなふうに思っているところであります。

それから高齢者につきましては、確かに今、個人の金融資産 1,500 兆円、GDP の 2.9 倍にあたるわけでありますが、その資産につきまして、高齢者が６割を保有している、特に、株式投資信託でいいますと７割を保有しているとこういう現状もありますが、同時に、高齢者の側に立って見ますと、今の利子所得が減少する一方で、家計における配当所得の割合というのが増加しているわけであり、まさに高齢者にとっては、これが「第二の年金」としての重要性が高まっていると、こういう観点を考えております。その一方で、若年層につきましては、ご指摘のように、株式投資信託の保有も少額であり、小口の継続的、長期投資を通じた資産形成が重要な課題だと、こんなふうに考えております。証券税制につきましては、どうしても「金持ち優遇にあたらないか」というご批判なりご懸念が出るところでありますが、実際問題で申し上げると、株式、それから投資信託等の投資家、これは７割が年収 500 万円未満の方であり、特に最近で申し上げると、投資を増やしているのも同じ年収 500 万円未満の世帯ということになってきますので、そういった意味も含めて、小口の投資家を増やしていく、それから、「第二の年金」として配当所得等が特に重要になっている高齢者への対策を取る、これが二つの大きな柱ということになってまいります。

【平成 20 年8月 26 日(火)記者会見】

【お知らせ】

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！
ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

昨年９月 30 日に金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

１． 他者からお金を集め（出資を募り）
２． 何らかの事業や投資を行い
３． その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、 財務局への登録又は届出が義務付けられました。

登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認が出来ます。

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

・公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならならず、利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
・契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
・「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
・損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年９月 30 日に社団法人生命保険協会、平成 20 年３月７日に社団法人日本損害保険協会が認定を受けております。認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

証券取引等監視委員会は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 19 事務年度には、5,841 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける情報受付窓口は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。

一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成 16 年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、**平成 21 年１月を目途に上場会社の株券を電子化**するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行わって頂く必要があります。

ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成 19 年２月 13 日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備　もうお済みですか」では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っています。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

１．概要

株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、証券保管振替機構及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。

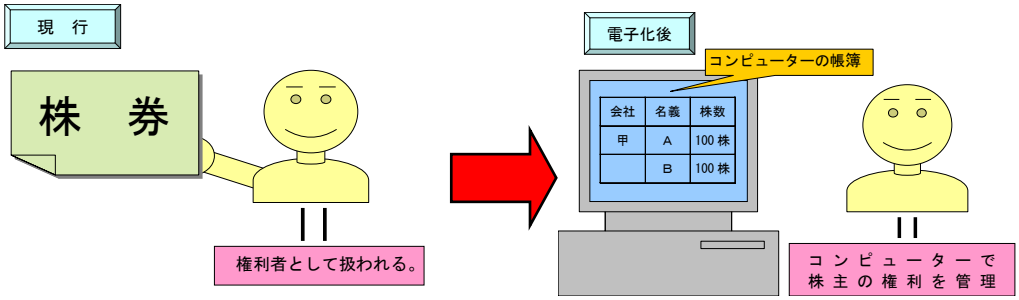

２．留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

①　お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続を行ってください。**

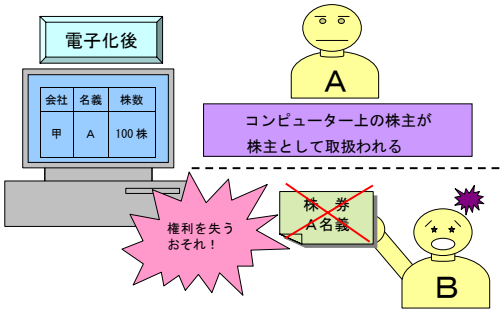

②　お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**

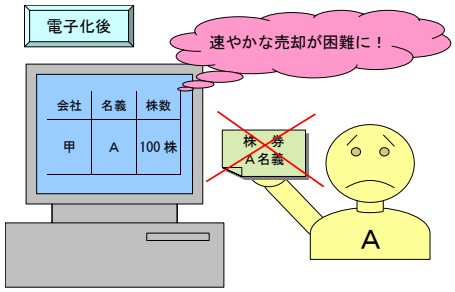

なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※　「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策　▷ 政策の一覧へ」から「株券電子化について」にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスＦＳＡ」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を１日１回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を１日１回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**「新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は「Subscribing to E-mail Information Service」　にアクセスしてください。

○　証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※　詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの**「新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は**「Subscribing to E-mail Information Service」**にアクセスしてください。

○　金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「金融円滑化ホットライン」を開設しております。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成 20 年４月４日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みに際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありました。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関与することもありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

名　　称：「金融円滑化ホットライン」
受付時間：平日１０：００～１６：００
電話番号：０３－５２５１－７７５５
受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等

※ ご留意事項

○　ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

○　ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いします。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「特定業種に対する金融機関の貸出判断について」（平成 20 年６月 17 日）にアクセスしてください。

【８月の主な報道発表等】

１日（金）	アクセス	・ 生命保険業の免許について
	アクセス	・ 真柄建設株式会社の有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
６日（水）	アクセス	・ 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正の公表について
	アクセス	・ 前払式証票の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の公表について
７日（木）	アクセス	・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	・ アセットカンパニー株式会社に対する行政処分について
	アクセス	・ 特定保険業者　全国共済連合会に対する行政処分について
	アクセス	・ 株式会社ピーステイブルに対する行政処分について
８日（金）	アクセス	・ 平成 20 年3月期における不良債権の状況等（ポイント）
	アクセス	・ 「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」等の一部改定について
	アクセス	・ 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」等の改定について
	アクセス	・ 「金融庁業務支援統合システム調達計画書」の公表について
１３日（水）	アクセス	・ 株式会社関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画の履行状況及び経営計画の公表について
	アクセス	・ 株式会社紀陽ホールディングスの経営強化計画履行状況について
	アクセス	株式会社豊和銀行の経営強化計画履行状況について
	アクセス	・ 株式会社紀陽銀行の産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
	アクセス	・ 株式会社もみじ銀行の産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
	アクセス	・ 株式会社きらやか銀行の産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
１９日（火）	アクセス	・ 平成 20 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について
	アクセス	・ 「行政処分事例集」の更新について
２２日（金）	アクセス	・ 甲田　英司(ロイズ・インベストメント・パートナー)に対する行政処分について
	アクセス	・ 株式会社サンエー・インターナショナルの株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
２５日（月）	アクセス	・ 常盤 Investments 株式会社に対する行政処分について
２７日（水）	アクセス	・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
	アクセス	・ 生命保険業の免許について
２８日（木）	アクセス	・ 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	・ 平成 21 年度機構・定員及び予算要求について
	アクセス	・ 「平成 21 年度　税制改正要望」について
２９日（金）	アクセス	・ 「平成 19 年度実績評価書」、「平成 20 年度事業評価書」、及び「平成 20 年度総合評価書」の公表について
	アクセス	・ 貸金業関係統計資料集の更新について
	アクセス	・ 多重債務者相談強化キャンペーンについて

※ アクセス マークのある項目につきましては、 アクセス から公表された内容にアクセスできます。